

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年8月4日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600121 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600164 号

## 第1 結論

請求者のA社における昭和 47 年 10 月 1 日から昭和 48 年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 47 年 10 月から昭和 48 年 7 月までの標準報酬月額については、8 万 6,000 円から 9 万 2,000 円とする。

昭和 47 年 10 月から昭和 48 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 9 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から昭和 48 年 8 月 1 日まで

請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の記録と相違しているので、請求期間の標準報酬月額を厚生年金基金と同額に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に昭和 47 年 10 月の定時決定の記録はなく、オンライン記録により、昭和 45 年 10 月の定時決定における標準報酬月額（8 万 6,000 円）が引き続き適用されていることが確認できる。

一方、A社が加入する厚生年金基金（以下「厚生年金基金」という。）から提出された請求者に係る異動記録により、請求者の請求期間に係る標準給与月額は、昭和 47 年 10 月の定時決定において 9 万 2,000 円と記録されていることが確認できる。

また、被保険者名簿において、昭和 47 年の算定基礎届の対象者 23 人に係る定時決定記録を確認したところ、請求者を含む 4 人については当該記録の記載がなく、厚生年金基金の記録と相違しており、19 人については従前の標準報酬月額と同額の者を含めて当該記録の記載が認められ、このうち、厚生年金基金に標準給与月額の記録が保存されていない二人を除き、17 人の記録は厚生年金基金の標準給与月額と一致している。

さらに、上記 23 人に係る昭和 45 年、昭和 46 年及び昭和 48 年の定時決定記録については、いずれの年においても厚生年金基金の標準給与月額と一致している。

加えて、厚生年金基金は、算定基礎届については設立時から加入事業所に対して複写様式を提供していた旨回答しており、A社の事業主は、請求期間に係る社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金に対する届出については複写様式に記載の上、届け出ていた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和 47 年の定時決定に際し、厚生年金基金と同一内容の算定基礎届を社会保険事務所に対して提出していたと推認でき、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、請求者が主張する標準報酬月額であったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、9万2,000円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600263 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600165 号

## 第1 結論

請求者のA社における昭和45年10月1日から昭和46年10月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和45年10月から昭和46年9月までの標準報酬月額については、6万8,000円から8万6,000円とする。

昭和45年10月から昭和46年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和20年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年10月1日から昭和46年10月1日まで

請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の記録と相違しているので、請求期間の標準報酬月額を厚生年金基金と同額に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の昭和45年10月の定時決定欄に金額の記載はなく、オンライン記録により、昭和44年11月の法律改正時の標準報酬月額（6万8,000円）が引き続き適用されていることが確認できる。

一方、A社が加入する厚生年金基金（以下「厚生年金基金」という。）から提出された請求者に係る異動記録により、請求者の請求期間に係る標準給与月額は、昭和45年の定時決定において8万6,000円と記録されていることが確認できる。

また、被保険者名簿において、請求者と同様に昭和45年の定時決定欄に金額の記載がない被保険者14人（請求者を除く）に係るオンライン記録を確認したところ、二人は昭和44年11月に随時改定が記録され、12人については請求者と同様に同年11月の法律改正時の標準報酬月額が引き続き適用されており、当該標準報酬月額は請求期間も含めて厚生年金基金の標準給与月額と一致している。

さらに、厚生年金基金は、算定基礎届については設立時から加入事業所に対して複写様式を提供していた旨回答しており、A社の事業主は、「請求期間に係る算定基礎届の提出については前

任者が担当していたが、その当時から複写様式に記載の上、厚生年金基金提出用と社会保険事務所（当時）提出用を切り離してそれぞれに提出していた。また、自身は、昭和 46 年 5 月 1 日に同社に入社し、現在に至るまで社会保険事務を担当しているが、社会保険事務については前任者のやり方を引き継いでおり、前任者が社会保険事務を担当していた当時から、厚生年金基金に算定基礎届を提出する際は、出勤簿及び賃金台帳を持参している。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和 45 年の定時決定に際し、厚生年金基金と同一内容の算定基礎届を社会保険事務所に対して提出していたと推認でき、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、請求者が主張する標準報酬月額であったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、8 万 6,000 円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600319 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600029 号

## 第1 結論

昭和 44 年 6 月から昭和 55 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 44 年 6 月から昭和 55 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 6 月に会社を辞め、同年 10 月に結婚した後、同年 10 月又は同年 11 月頃に義父に勧められたことから国民年金の加入手続を行い、同年 6 月からの数か月分の国民年金保険料をまとめて納付した。

その後は、義父が私と夫の国民年金保険料と一緒に納付していた。請求期間について、夫の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日及び請求者の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から昭和 56 年 3 月頃に払い出されたと推認できるところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても当該記号番号とは別の記号番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は昭和 56 年 3 月頃に行われたと考えられ、昭和 44 年 10 月又は同年 11 月頃に国民年金の加入手続を行い、昭和 44 年 6 月からの数か月分の国民年金保険料を納付したとする請求者の主張と符合しない。

また、請求者が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 56 年 3 月の時点では、請求期間のうち、昭和 44 年 6 月から昭和 53 年 12 月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求期間のうち、請求者が納付したとする昭和 44 年 6 月からの数か月分を除いた保険料を納付したとする請求者の義父は既に亡くなっていることから、請求期間当時の納付状況について確認することができない。

加えて、請求期間は 130 か月（約 11 年）と長期に及び、これだけの期間の事務処理を行政機

関が続けて誤るとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1600271 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600163 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社（後に、B社。現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 6 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から昭和 33 年 6 月 20 日まで

前回、A社に勤務していた請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする平成 27 年 9 月 3 日付け及び平成 28 年 3 月 14 日付けの通知を受け取った。

しかし、新たに提出できる資料はないが、再度審議の上、請求期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、A社の複数の元従業員の回答から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が、請求期間に同社において同社に関する業務を行っていたことはうかがえるが、①同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主は連絡先不明のため、請求者の勤務実態及び保険料控除について確認することができないこと、②C社は、請求者の請求期間に係る勤務実態及び保険料控除については不明である旨回答していること、③請求者の雇用保険の資格取得日（昭和 33 年 6 月 21 日）が厚生年金保険の資格取得日と同一であること、④A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 33 年 6 月 21 日に被保険者資格を取得したことが確認できる 28 人について、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても資格取得日は請求者と同様に記録されており、被保険者名簿及び払出簿において遡って記録が訂正されているなど不自然な点は見当たらない上、請求期間に係る健康保険の番号欄に欠番がなく、請求期間に請求者に対し健康保険被保険者証が交付されたことは確認できることなどから、既に平成 27 年 9 月 3 日付け及び平成 28 年 3 月 14 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たに提出できる資料はないが、再度審議の上、記録を訂正してほしい旨主張し、訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回新たに住所が判明したA社の元従業員に照会を行ったものの、回答は得られず、請求期間における厚生年金保険料の控除を裏付ける新たな資料等の提出もないことから、当初の決定を変更すべき新たな事情を認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。